

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

定期事業者検査報告書  
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第3項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

代表者の氏名：理事長 小口 正範

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター

所 在 地：岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象：核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）

検査の方法：「加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書」の「5.性能維持施設」について「表5-1性能維持施設の名称、維持すべき機能、維持すべき期間」に記載した、性能が維持されていることを確認する。

検査の期日：令和5年12月5日～令和6年3月29日（予定）

4. 予定の概要

別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」のとおり

## 添付書類

### 1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期  
別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期を示す。

○定期事業者検査期間中に実施する工事

ウラン濃縮原型プラントは、「加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書」の「4.解体の対象となる施設及びその解体の方法」に記載した、設備機器の解体撤去を実施中。

なお、この解体撤去作業による定期事業者検査への影響はない。

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査からの変更点はない。

### 2. 性能維持施設に係る施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標

別添2「令和5年度 核燃料物質加工施設の定量的な設備の管理目標（設定・達成状況）票」のとおり

### 3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

#### イ) 施設管理実施計画の始期及び期間

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第2条のとおり

#### ロ) 加工施設の工事の方法及び時期

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第3条のとおり

ウラン濃縮原型プラントは、「加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書」の「4.解体の対象となる施設及びその解体の方法」に記載した方法のとおり設備機器の解体撤去を実施中。

#### ハ) 加工施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」のとおり

#### ニ) 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第6条のとおり

4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の10（定期事業者検査の実施）第2項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）

性能維持施設の設備機器について、巡視、点検を確実に実施し設備の状態を把握する。また、必要に応じて消耗品又は部品の取替えを行うことにより、一定の期間、性能維持施設の維持すべき機能を維持することを確実にする。

なお、「一定の期間」については点検頻度を考慮し「13ヶ月」とする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した上記3. に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類  
該当なし

6. 前回の定期事業者検査において提出した上記2. 又は3. に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類  
該当なし

7. 前回の定期事業者検査において提出した上記4. に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の10第3項各号に掲げる事項を記載した書類

一 加工施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向  
点検、検査の結果、有意な劣化は認められていない。

二 加工施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果  
該当なし

三 加工施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該加工施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）  
該当なし

8. 別添書類

別添 1 「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」

別添 2 「令和 5 年度 核燃料物質加工施設の定量的な設備の管理目標（設定・達成状況）票」

別添 3 「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	定期事業者 検査時期	備考 (技術基準*1)	
漏水防止機能 確認検査	・外観目視確認 ・建家鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	建物本体	・主棟 [Redacted] [Redacted] ・廃棄物貯蔵庫 ・非常用発電機棟	令和 6年 2月中旬	第6条(地震による損傷 の防止) 第10条(閉じ込め機能) 第21条(核燃料物質に よる汚染の防止)	
吊上げ高さ制 限機能確認検 査	・吊上げ高さ制限機能 確認	核燃料物質の 貯蔵施設	【搬送設備】 ・天井走行クレーン ・テルハ(16トンホイスト)	令和 6年 1月上旬	第16条(搬送設備)	
停電時保持機 能確認検査	・停電時保持機能確認					
性能維持機能 確認検査	・性能維持機能確認					
閉じ込め機能 確認検査	・外観目視確認 ・漏えい確認					【核燃料物質の貯蔵設備】 ・ANSI規格48Y ・ANSI規格30B ・ハンドリング用シリンダ ・滞留ウラン回収容器
閉じ込め機能 (負圧維持機 能) 確認検査	・負圧確認	放射性廃棄物 の廃棄施設	【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧指示調節計等	令和 6年 1月中旬	第10条(閉じ込めの機 能)	
	・インタロック作動確 認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 送・排風機 ・主棟給排気系(2) 送・排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備送・排風機	令和 6年 1月中旬		
	・排風機の風量確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 排風機 ・主棟給排気系(2) 排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備排風機	令和 6年 1月中旬		第23条(換気設備)
	・負圧警報作動確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧警報装置(負圧指示調節計、差 圧指示調節計、圧力指示調節計)	令和 6年 1月中旬		第18条(警報設備等)
放射性物質の 除去機能確認 検査	・放射性物質の除去機 能確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・フィルタユニット(高性能エアフィ ルタ)	令和 6年 1月中旬	第20条(廃棄施設) 第23条(換気設備)	
局所排気機能 確認検査	・局所排気機能確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・保守フード	令和 5年 12月上旬	第10条(閉じ込めの機 能)	

本資料には核物質防護情報が含まれるため、該当箇所をマスキングしています。

「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	定期事業者 検査時期	備考 (技術基準*1)
管理廃水処理 機能確認検査	・処理能力確認	放射性廃棄物 の廃棄施設	【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽 A、B ・管理廃水排水槽 A、B ・反応槽 ・脱水機 ・砂ろ過器	令和 5年 12月上旬	第10条(閉じ込めの機能) 第20条(廃棄施設)
	・容量確認 ・漏えい確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽 A、B ・管理廃水排水槽 A、B	令和 5年 12月上旬	
	・液面高検知装置の作 動確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽 A、B ・管理廃水排水槽 A、B	令和 5年 12月上旬	第18条(警報設備等)
臨界管理機能 確認検査	・外観目視確認 ・相互間距離確認		【固体廃棄物の廃棄設備】 ・使用済NaF収納ドラム缶 ・使用済NaF貯蔵エリア(使用済NaF保 管用パードケージ)	令和 6年 1月上旬	第4条(核燃料物質の臨 界管理)
排気中の放射 性物質濃度測 定機能確認検 査	・計数効率確認 ・警報作動確認	放射線管理施 設	【放射線管理設備】 ・排気用ダストモニタ( $\alpha$ 線、 $\beta$ ( $\gamma$ ) 線)	令和 5年 12月5日	第18条(警報設備等)
	・検出範囲確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・排気用HFモニタ ・エリア用HFモニタ	令和 5年 12月5日	
放射線の測定 機能確認検査	・線源校正確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	令和 5年 12月5日	
センター内の 連絡機能確認 検査	・非常用通報設備機能 確認		【非常用設備】 ・非常用通報設備	令和 5年 12月上旬	第25条(通信連絡設備)
外部電源喪失 時の電源供給 機能確認検査	・能力確認 ・作動確認	その他加工施 設の附属施設	【非常用設備】 ・無停電電源装置	令和 5年 12月下旬	第24条(非常用電源設 備)
	・能力確認 ・作動確認 ・機能確認		【非常用設備】 ・非常用発電機	令和 6年 2月中旬	第24条(非常用電源設 備)
火災検知機能 確認検査	・火災検知機能確認		【自動火災報知設備】 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	令和 6年 2月中旬	第11条(火災等による損 傷の防止)
消防法に基づ く性能確認検 査	・員数確認 ・健全性確認 ・作動確認	【消火設備】 ・消火器 ・消火栓 ・ハロン消火設備			

\*1：加工施設の技術基準に関する規則

承認	同意	確認	作成
所長	核取主任者等	統括者	施設管理課 廃止措置 推進課 安全管理課

令和5年度

核燃料物質加工施設の定量的な設備の管理目標 (設定・達成状況) 票

【核燃料物質加工施設保安規定に基づく施設管理目標】

施設管理方針	定量的な設備の管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価*1
1 安全確保を最優先とする。	保安活動を実施することにより、設備・機器の経年劣化及び部品の消耗に伴う不具合またはその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。 性能維持施設(建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工施設の附属施設)で発生した事象のうち、不適合管理すべき事象について、管理を適切に実施することにより、再発防止を講じる。	実施頻度  達成度	巡視、点検、検査の都度  不適合管理すべき事象が適切に管理されていること。	
2 法令及びルール(自ら決めたことや社会との約束)を守る。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保安活動を確実に実施する。	達成度	100%	
3 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	施設管理に関する情報を工程調整会議等により関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上	
4 保安業務(運転管理、施設管理等)の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を行う。	自施設及び他施設で発生した不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を実施する。 施設管理(設計・工事・巡視・点検・検査)の対応状況を工程調整会議にて計画及び実績についてレビューし、必要に応じて改善等の対応を図る。	実施頻度 処置率*2	発生の都度 100%	
		実施頻度	月1回以上	

注) 定量的な設備の管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分考慮した上で具体的に定めること。本票は、定量的な設備の管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。定量的な設備の管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。

\*1: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保安活動の実施状況を踏まえて定量的な設備の管理目標の達成状況を評価すること。

\*2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済みとみなすことができる。

施設管理の重要度が高い設備\*の定量的に定める目標 (P I)  
 (\*重要度の高い設備：保全重要度「高」及び「中」に該当する設備)

目標：評価基準の緑

監視項目	保安活動指針 (P I)	評価基準 (対応区分)				達成状況
		改善の必要性の有無				
		不要	必要			
		緑	白	黄	赤	
施設の運転上の制限逸脱回数	保安規定に定める警報装置から発せられた警報発報回数又は制限逸脱回数	0回	警報 (誤報等を除く。) 1回	警報 (誤報等を除く。) 2回以上	法令報告事象 1回以上	達成・未達成 (実績：回)
施設の計画外の停止回数	連続運転設備 (給排気設備及び排気用ダストモニタ) の計画外の停止回数 (外的要因を除く。)	0回	計画外の停止 (外的要因を除く。) 1回	運転操作の逸脱 2回以上	法令報告事象 1回以上	達成・未達成 (実績：回)
放射線管理の状況	汚染又は漏えい事象 (閉じ込めの維持を含む。) の件数	0件	保安規定に定める管理目標値を超える汚染又は漏えい事象 1件	保安規定に定める管理目標値を超える汚染又は漏えい事象 2件以上	法令報告事象 1件以上	達成・未達成 (実績：件)
設備機器の保守管理状況	設備・機器等の故障再発回数 (設備の機能喪失を含む。) (同一設備・機器の再発は 90 日以内を確認期間とする。)	0件	設備・機器等の故障 (設備の機能喪失を含む。) 等が発生及び再発した場合	設備・機器等の故障 (設備の機能喪失を含む。) 等が発生し、再発が 2回以上の場合	設備・機器等の故障 (設備の機能喪失を含む。) 等が再発し、法令報告事象となった場合	達成・未達成 (実績：件)



## 核燃料物質加工施設 施設管理実施計画

(ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟)

承認		同意	作成		
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全 管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長

人形峠環境技術センター

	安全管理課
廃止措置・技術開発部	施設管理課
廃止措置・技術開発部	廃止措置推進課

本資料には核物質防護情報及び個人情報が含まれるため、  
該当箇所をマスキングしています。

(第7条の4第1項 施設管理実施計画の策定及び実施)

第1条 本計画は、核燃料物質加工施設のウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の施設管理にあたり、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第7条の4第1項第2号の定めにより策定した廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設(以下、「性能維持施設」という。)に係る「施設管理方針」に従って達成すべく、同条第1項第3号により策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第7条の4第1項第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次回定期事業者検査の前日までとする。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の計画の作成にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ロ 設計及び工事)

第3条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行うときは、保安規定第9章 施設管理 第75条《  

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の業務の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「設計管理要領書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、保安規定第9章 施設管理 第71条《

- 2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類について、保安規定第6章 核燃料物質等の管理 第35条《管理区域内における保管》の定め及び「放射性物質等管理要領書」に基づき、当該機器類の管理のための巡視を行う。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の巡視の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、保安規定第9章 施設管理 第68条《施設管理実施計画等の策定》の定めにより、当該施設の巡視、点検等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表(添付1)」及び「検査要否整理表(添付2)」を作成するにあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の「設備保全整理表(添付1)」に記載する巡視、点検等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の巡視、点検等の実施に当たっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「核燃料取扱施設施設管理要領書」及び「監視機器及び測定機器の管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。
- 4 独立検査委員会は、検査の実施に当たっては、保安規定第9章 施設管理第72条《定期事業者検査の計画》、第73条《定期事業者検査の要領》及び第77条《使用前事業者検査の計画》、第78条《使用前事業者検査の要領》の定め及び「独立検査実施要領書」に基づき、「定期事業者検査実施計画書」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」を作成し、必要な手続を行う。
- 5 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第2章 安全管理体制 第3節【委員会】第13条《独立検査委員会》及び「独立検査実施要領書」の定めにより、

検査の独立性を確保する。

(第7条の4第1項第4号ホ 工事及び点検等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、第3条の設計及び工事並びに第5条の点検等を実施する際は、「核燃料取扱施設運転管理要領書」、「核燃料施設区域管理要領書」、「核燃料取扱施設施設管理要領書」及びその他関連要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の措置にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号へ 設計、工事、巡視、点検等の結果の確認及び評価)

第7条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視並びに第5条の点検等の結果について、保安規定第9章 施設管理 第70条《保全活動の有効性評価及び改善》、第70条の2《施設管理の有効性評価及び改善》の定め及び「核燃料取扱施設施設要領書」に基づき、必要な確認及び評価を行う。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の確認及び評価にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫並びに非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第9章 施設管理 第70条《保全活動の有効性評価及び改善》、第70の2《施設管理の有効性評価及び改善》の定め並びに「核燃料取扱施設施設

管理要領書」及び「保安活動指標設定評価要領書」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の改善の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の第2条から第8条までの施設管理に係る記録について、保安規定第14章 記録及び報告 第92条《記録等》の定めにより、必要な期間、保存する。

附則

この計画は、令和5年12月5日から施行する。

設備保全整理表

施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階				中長期保全*1				担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	事業者検査項目 (法令技術基準の該当事項)	要領書 索引番号	点検項目	巡視・点検 頻度 ( ) 付録は、自 主的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号		備考
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその数 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(1/6) (1) 原型プラント	建機本体	主機	DOP-1 DOP-2 DOP-1 UF6処理設備	低	事後保全	・ 廃水処理機 ・ 外観目視確認 (外壁・天井・内装) ・ 運送機等の肉離れ確認 ・ 地震発生時の処理	-	日常の巡視 外壁の外観目視 天井・内装の外観目視 地震発生時の巡視 運送機等の肉離れ確認	機R-SMM-760-152-001	1回/日	機R-SMM-760-152-001	機R-SMM-760-152-001	機R-SMM-760-152-001	性能維持施設
									機R-SMM-760-155-110	1回/年	機R-SMM-760-155-110	機R-SMM-760-155-110	性能維持施設	
									機R-SMM-760-164-001	1回/年	機R-SMM-760-164-001	機R-SMM-760-164-001	性能維持施設	
									機R-SMM-760-012-002	震度4以上の発生時の確認	機R-SMM-760-012-002	機R-SMM-760-012-002	性能維持施設	
									機R-SMM-760-155-024	1回/年	機R-SMM-760-155-024	機R-SMM-760-155-024	性能維持施設	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
									機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	設備点検は点検不要	
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその数 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(2/6) (1) 原型プラント(続き)	切取設備	切取設備	事後保全	事後保全	-	-	-	機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設	
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		
								機R-SMM-760-031-001	(1回/月)	機R-SMM-760-031-001	機R-SMM-760-031-001	性能維持施設		



施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階				中長期保全*1				担当 課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当事項)	要領書 索引番号	巡視、点検 項目	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号		備考	
加工の事業に係る廃止措置計画の申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(続き)	放射線作業物の廃止措置 施設設備	保安室及び均質線装置	・ANSI規格48Y ・48Yシリンダ置台 ・フォーグリフト ・天井吊りクレーン ・テラハ(L16)ボク ・シフトロー(手動式) ・1.2tボク ・運搬車	1式	時間基準 保安	閉じ込み機能確認 ・外部目撃確認 ・漏えい確認	施設-SMM-760-166-014	外観点検 漏えい点検 日常の点検(漏えい) 目撃目撃確認 目撃確認 目撃確認 目撃確認 日常の点検 作動点検	施設-SMM-760-166-113 施設-SMM-760-162-003 施設-SMM-760-165-113 施設-SMM-760-165-029 施設-SMM-760-162-003	1回/年 1回/週 1回/年 1回/年 (1回/週) (使用前)	--- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- ---	要領書索引番号	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課	
				3系統	時間基準 保安	閉じ込み機能(負圧制御機能)確認後 ・負圧確認 ・インテグレーション作動確認 ・排風機の風量確認 ・負圧警報作動確認	施設-SMM-760-166-001 施設-SMM-760-166-002	インテグレーション作動確認 排風機の風量確認 排気ダクト外観点検 機能点検	施設-SMM-760-164-001 施設-SMM-760-164-001 施設-SMM-760-165-022 施設-SMM-760-165-002	1回/年 1回/年 1回/年 1回/年	--- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- --- ---	要領書索引番号	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課	
				1臺	時間基準 保安	放射線作業物の廃止措置確認 ・74321-1(標準系) ・74321-2(標準系) 主機(排気系2) ・排気74321-1 ・排気74321-2 付置機(高濃縮気設備) ・小分りフード	時間基準 保安	放射線作業物の廃止措置確認 ・74321-1(標準系) ・74321-2(標準系) 主機(排気系2) ・排気74321-1 ・排気74321-2 付置機(高濃縮気設備) ・小分りフード	施設-SMM-760-166-004	高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備	施設-SMM-760-163-010 施設-SMM-760-163-010 施設-SMM-760-165-101 施設-SMM-760-165-001	高性能70分文 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備	施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課
				5台	時間基準 保安	放射線作業物の廃止措置確認 ・74321-1(標準系) ・74321-2(標準系) 主機(排気系2) ・排気74321-1 ・排気74321-2 付置機(高濃縮気設備) ・小分りフード	時間基準 保安	放射線作業物の廃止措置確認 ・74321-1(標準系) ・74321-2(標準系) 主機(排気系2) ・排気74321-1 ・排気74321-2 付置機(高濃縮気設備) ・小分りフード	施設-SMM-760-166-005	高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備	施設-SMM-760-165-101 施設-SMM-760-165-001	高性能70分文 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備	施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課
				1臺	時間基準 保安	放射線作業物の廃止措置確認 ・74321-1(標準系) ・74321-2(標準系) 主機(排気系2) ・排気74321-1 ・排気74321-2 付置機(高濃縮気設備) ・小分りフード	時間基準 保安	放射線作業物の廃止措置確認 ・74321-1(標準系) ・74321-2(標準系) 主機(排気系2) ・排気74321-1 ・排気74321-2 付置機(高濃縮気設備) ・小分りフード	施設-SMM-760-166-006	高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備	施設-SMM-760-165-101 施設-SMM-760-165-001	高性能70分文 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備 高濃縮気設備	施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001 施設-SMM-760-091-001	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課



設備保全整理表

施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階				中長期保全*1			担当 課室						
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当事項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	巡視、点検 頻度 (1回/年) 主目的は、 定期的点検	要領書 索引番号	点検 補修		更新 改造	要領書 索引番号	備考			
加工の事業に係る廃止措置計画の認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその数 表3.6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(5/6) (1) 原型プラント(続き)	放射線管理 施設	液体産物の蒸 餾設備	分りフード ・ 蒸餾器水処理設備 ・ 蒸餾器水受水槽 ・ 反応槽 ・ 配水機 ・ 排水設備 ・ 蒸餾器水排水箱 ・ 蒸餾器貯留タンク ・ 均質操作室ピット ・ 蒸餾器	3基	低	事後保全	管理種水処理設備確認 ・ 見通し確認 ・ 漏えい確認 ・ 蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 166-007	機器の点検 見通し確認	1回/年	要領書 索引番号 166-007	—	要領書 索引番号 166-007	要領書索引番号 166-007 241-001	設備撤去後は 点検不要	廃止措置課		
				1基	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-009	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/年	要領書 索引番号 164-009	—	要領書 索引番号 164-009	—	要領書 索引番号 164-009	要領書索引番号 164-009 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				1式	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-008	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-008	—	要領書 索引番号 164-008	—	要領書 索引番号 164-008	要領書索引番号 164-008 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				2台	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-007	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-007	—	要領書 索引番号 164-007	—	要領書 索引番号 164-007	要領書索引番号 164-007 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				1台	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-006	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-006	—	要領書 索引番号 164-006	—	要領書 索引番号 164-006	要領書索引番号 164-006 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				10本	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-005	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-005	—	要領書 索引番号 164-005	—	要領書 索引番号 164-005	要領書索引番号 164-005 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				10台	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-004	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-004	—	要領書 索引番号 164-004	—	要領書 索引番号 164-004	要領書索引番号 164-004 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				5台	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-003	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-003	—	要領書 索引番号 164-003	—	要領書 索引番号 164-003	要領書索引番号 164-003 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				4台	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-002	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-002	—	要領書 索引番号 164-002	—	要領書 索引番号 164-002	要領書索引番号 164-002 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
				3台	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-001	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-001	—	要領書 索引番号 164-001	—	要領書 索引番号 164-001	要領書索引番号 164-001 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
1台	低	事前・事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-000	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-000	—	要領書 索引番号 164-000	—	要領書 索引番号 164-000	要領書索引番号 164-000 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
51基	低	事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-000	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-000	—	要領書 索引番号 164-000	—	要領書 索引番号 164-000	要領書索引番号 164-000 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
3台	中	事前・事後保全	蒸餾器熟知名義の作動確認	要領書 索引番号 164-000	機器の点検 蒸餾器熟知の蒸餾器作動確認	1回/月	要領書 索引番号 164-000	—	要領書 索引番号 164-000	—	要領書 索引番号 164-000	要領書索引番号 164-000 165-107	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				

設備保全整理表

添付1  
QMP-760/40/様式-1

施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	対象設備機器				共用段階				中長期保全*1			備考	担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当事項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	巡視、点検 頻度 (1) 何きは、日 、主たる点検)	要領書 索引番号	点検 補修			更新 改造
その他加工設備の 防風施設	その他加工設備の 防風施設	計測分析装置	個人用呼吸器	中	事後保全	特長中の放射線防護装置の定期点検 ・計測装置点検 ・各種作業点検	要領書 SMM-760-20	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	日常の点検 (設備・機器の停止時は除く)	1回/日	要領書 SMM-760-01	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	日常の点検 (設備・機器の停止時は除く)	1回/日	要領書 SMM-760-01	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	日常の点検 (設備・機器の停止時は除く)	1回/日	要領書 SMM-760-01	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	日常の点検 (設備・機器の停止時は除く)	1回/日	要領書 SMM-760-01	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課
							要領書 SMM-760-20	日常の点検 (設備・機器の停止時は除く)	1回/日	要領書 SMM-760-01	---	---	---	安全管理課
計測分析装置	計測分析装置	モニタリングガス	低	事後保全	放射線の測定機能確認検査 ・線量校正確認 ・放射線の測定機能確認検査 ・線量校正確認	要領書 SMM-755-20	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-755-20	定期的点検	1回/月	要領書 SMM-721-360-001	---	---	---	安全管理課	
非常用電源設備	非常用電源設備	非常用電源設備	低	事後保全	放射線の測定機能確認検査 ・線量校正確認 ・放射線の測定機能確認検査 ・線量校正確認	要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-010	機能点検	1回/年	---	---	---	---	安全管理課	
計測分析装置	計測分析装置	計測分析装置	低	事後保全	放射線の測定機能確認検査 ・線量校正確認 ・放射線の測定機能確認検査 ・線量校正確認	要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	
						要領書 SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月	---	---	---	---	安全管理課	

施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	対象設備機器			供用段階					中長期保全*1			備考	担当 課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当条項)	要領書 索引番号	巡視、点検 項目	巡視、点検 頻度 (1) 毎時、日、 主回%毎	要領書 索引番号	点検 補修			更新 改造	要領書 索引番号
	消火設備 ・ハロン消火設備 ・消火器 ・消火栓 安全警報装置 ・非常口警報灯 ・通路誘導灯 緊急器材 無停電電源装置	中項目 (設備)	小項目 (機器)	低	事後保全	高圧法に基づく性能確認	特設-SMM-760-166-016	総合点検	1回/年	特設-SMM-760-166-001	-	-	-	施設管理課	
							特設-SMM-760-166-017		1回/6ヶ月	特設-SMM-760-166-001					
							特設-SMM-760-166-011		1回/月	特設-SMM-760-166-011					
							特設-SMM-760-166-009		2回/年	特設-SMM-760-166-009					
							特設-SMM-760-166-003		1回/月	特設-SMM-760-166-003					
							特設-SMM-760-166-016		1回/年	特設-SMM-760-166-016					
							特設-SMM-760-166-003		1回/日	特設-SMM-760-166-003					
							特設-SMM-760-166-004		1回/年	特設-SMM-760-166-004					
							特設-SMM-760-166-004		1回/年	特設-SMM-760-166-004					
							特設-SMM-760-166-003		1回/日	特設-SMM-760-166-003					
特設-SMM-760-166-001	1回/年	特設-SMM-760-166-001													
特設-SMM-760-166-003	1回/日	特設-SMM-760-166-003													
計装電気コンプレッサ			2番	事後保全											

\*1：「中長期保全」欄の頻度は、各検査における結果を適宜反映する。



設備保全整理表

添付1  
QMP-760/40/様式-1

施設名称：非常用発電機棟

許可書 記載事項	対象設備機器				使用段階				中長期保全*1			担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 ( ) 付き は、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修		更新 改造
加工の事業に係る業止措置 計画認可申請書 3.業止措置計画策定及びそ の実施 系3.6 業止措置計画主要施 設及び生立設備(6) (3) 非常用発電機棟	建物	非常用発電機棟		低	時間基準 保全	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認 (外壁、天井内壁) ・建屋構造の劣化確認 ・非常用電源の点検	施設-SMM-760- 166-012	日常の巡視(天井・内壁の外 観目視)	1回/日	施設-SMM- 760-162-001	-	-	性能維持施設 施設管理課
								外壁の外観目視検査 地震発生時の点検 建築基準中の耐震測定	1回/年	施設-SMM- 760-165-014	-	-	性能維持施設 施設管理課
	その他加工施設の 附属設備	非常用発電機		中	時間基準 保全	外圧電線車庫内の電線供給機能確認 検査 ・電力確認 ・作動確認 ・機能確認	施設-SMM-760- 166-015	日常の巡視	1回/日	施設-SMM- 760-162-001	-	-	性能維持施設 施設管理課
								総動機点検 機能(内部)点検 蓄電池・固定形鉛蓄電池 蓄電池台点検	1回/年	施設-SMM- 760-165-104	-	-	性能維持施設 施設管理課
		自動火災報知設備 ・受信機 ・感知機 ・地区音響装置 ・警報機	一式	低	時間基準 保全	火災報知機能確認検査	施設-SMM-760- 166-015	機能点検	1回/6ヶ月	施設-SMM- 760-065-001	-	-	性能維持施設 施設管理課
								消防設備 ・消火器 ・消火栓 安全装置機器 ・非常口閉鎖装置 ・連絡警報灯	1回/年	施設-SMM- 760-065-001	-	-	性能維持施設 施設管理課
			一式	低	時間基準 保全			機能点検	(1回/6ヶ月)	施設-SMM- 760-065-001	-	-	性能維持施設 施設管理課

\*1: 「中長期保全」欄の点検等は、各検査における結果を適宜反映する。

要領書索引リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	種類	索引番号	名称（章・節等）	要領書	成績書（今年度・過去分）		
点検	点検	共通安全作業基準2.2.7	緊急器材の管理要領	センターイントラ	—	施設管理課	
点検	点検	安管-SMM-760-01	環境管理機器点検・整備要領書	安全管理課居室	—	安全管理課	
点検	点検	安管-SMM-752-10	個人被ばく管理マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
点検	点検	安管-SMM-754-10	施設放射線管理マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
点検	点検	安管-SMM-755-10	放射線管理用機器点検整備マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
点検	点検	安管-SMM-755-20	保安規定に基づく環境放射線（能）測定器点検マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
点検	検査	安管-SMM-760-20	排気用ダストモニタの警報作動検査マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
検査	点検	安管-SMM-755-10	放射線管理用機器点検整備マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
検査	点検	安管-SMM-755-20	保安規定に基づく環境放射線（能）測定器点検マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
検査	検査	安管-SMM-760-20	排気用ダストモニタの警報作動検査マニュアル	安全管理課居室	—	安全管理課	
点検	点検	推進-SMM-721-360-001	原型プラント 供用を終了した施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置マニュアル	廃止措置推進課 居室	—	廃止措置推進課	
点検	点検	推進-SMM-760-421-001	核燃料物質加工施設分析設備巡視マニュアル	廃止措置推進課 居室	—	廃止措置推進課	
点検	点検	施設-SMM-720-013-002	地震対応マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-721-112-004	原型プラント 臨界管理マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-721-166-013	ウラン濃縮原型プラント核燃料物質の貯蔵施設搬送設備自主検査時の操作マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-730-031-001	管理区域内における保管・管理マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-760-A63-004	吸収式冷凍機係保マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-760-A65-002	原型プラント・濃縮工学施設ハロン消火設備点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-760-A65-003	非常用通報連絡設備点検マニュアル （濃縮工学施設・原型プラント）	施設管理課 居室	—	施設管理課	

点検	点検	施設-SMM-760-A65-004	非常用通報連絡設備及びベージング無線設備点検整備マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-065-001	消防用設備等点検整備マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-116-011	原型プラント 計空コンプレッサー定期点検・修理対応マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-162-001	ウラン濃縮原型プラント設備巡視マニュアル (高圧配電盤、非常用発電機、建物)	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-162-003	原型プラント 巡視マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-162-005	原型プラント 月例点検(自主点検)マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-162-008	加工施設 廃棄物貯蔵庫 巡視マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-162-009	無停電電源設備置き電流測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-163-010	排気フィルタ交換作業マニュアル(原型プラント)	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-164-001	原型プラント給排気設備点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-001	原型プラント給排気設備(負圧制御機器)定期点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-002	原型プラント 送排風機保修マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-007	原型プラント 管理廃水処理設備系及び給水配管系の点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-012	加工施設機器外観点検及び肉厚測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-013	原型プラント非常用電源設備基礎ボルト・構造架台点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-014	非常用発電機棟建屋点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-016	原型プラント無停電電源設備保修マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-022	原型プラント 排気ダクト及び給水配管点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-024	原型プラント 建屋鉄骨肉厚測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-029	原型プラント シリンダ肉厚測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-030	原型プラント 均質操作クレーン設備定期自主検査マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-031	原型プラント <input type="text"/> 精密秤量計自主点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課

点検	点検	施設-SMM-760-165-103	点検	原型プラント 無停電電源設備 蓄電池電圧測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-105	点検	加工施設 自動火災報知設備の警報装置の機能点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-101	点検	原型プラント 給排気設備 負圧警報作動点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-102	点検	原型プラント 管理廃水処理設備 液面検知の警報作動点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-104	点検	加工施設 非常用発電機 作動確認マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-110	点検	加工施設 (原型プラント) 建屋健全性確認マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-112	点検	原型プラント 給排気設備 保守フードの面速確認マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-113	点検	原型プラント 貯蔵施設 48Y シリンダ及び30B シリンダ (ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収器含む) 健全性確認マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-001	自主検査	原型プラント 給排気設備 (その1) 送排風機のインテークロック作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-002	自主検査	原型プラント 給排気設備 (その2) 排風機の処理能力検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-003	自主検査	原型プラント 給排気設備 (その3) 負圧確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-004	自主検査	原型プラント 給排気設備 (その4) ろ過装置 (高性能エアフィルタ) の性能確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-005	自主検査	原型プラント 給排気設備 (その5) 負圧差圧の警報作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-006	自主検査	原型プラント 給排気設備 (その6) 保守フードの面速検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-007	自主検査	原型プラント 放射性廃棄物の廃棄施設 管理廃水処理設備の処理能力検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-008	自主検査	原型プラント 放射性廃棄物の廃棄施設 管理廃水処理設備の液面高検知警報作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-009	自主検査	原型プラント 放射性廃棄物の廃棄施設 管理廃水処理設備の漏えい検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-010	自主検査	原型プラント 非常用設備 非常用通報連絡設備の作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-011	自主検査	原型プラント 非常用設備 無停電電源装置の作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-012	自主検査	加工施設 非常用設備 非常用発電機作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-013	自主検査	原型プラント 貯蔵施設の搬送設備天井走行クレーン及びテルハの作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課



検査	自主検査	施設-SMM-760-166-014	原型プラント貯蔵施設 48Vシリンダ及び30Bシリンダ(ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収器含む) 外観・漏えい検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課	
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-015	原型プラント非常用設備自動火災報知設備の警報作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課	
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-016	原型プラント非常用設備ハロン消火設備の作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課	
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-017	原型プラント非常用設備消火設備(消火器及び消火空設備)の健全性確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課	
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-018	原型プラント非常用設備誘導灯の健全性確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課	
点検	点検	施設-SMM-760-961-001	特高・高圧電気設備及び非常用発電機点検・整備・補修作業マニュアル(共通施設)	施設管理課 居室	—	施設管理課	

加工施設（ウラン濃縮原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

技術基準 条	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) または その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
			ウラン濃縮 原形プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟		
4	核燃料物質の 臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱以上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその後継動作又は運転員が誤った場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがあるおそれがないよう、核燃料物質を収容する機器の形状寸法、濃度若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくはこれらとの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその後継動作又は運転員が誤った場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらとの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものでなければならない。</p> <p>3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量の総量に対する比率が百分の五を超え、かつ臨界質量に達するものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていないなければならない。</p>	○	—	—	【臨界管理機能確認検査、保安記録確認】 ・機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理は、ウラン濃縮原形プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。 ・「臨界管理マニュアル」に使い、日常実施している巡検結果による保安記録を確認する。 【保安記録確認】 ・第4条第1項と同じ	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備
5	安全機能を有 する施設の地 盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六條第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	【該当なし】	【該当なし】
6	地震による損 傷の防止	<p>第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七條第二項の規定により算定される地震力をいう。）による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことのないものでなければならない。</p>	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	【耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。】 【漏水防止機能確認検査(地震発生時に実施する施設の点検結果を必要に応じて建物の点検検査等に反映する。) ・震度4以上の地震発生時に実施する施設の点検結果の保安記録を確認する。 ・耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。 ・耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。 ・施設の設置場所は、津波に係る保安設備や保安措置を要さない高さ700～750mの準高層地帯にあるため、本検査は不要である。 ・新規規制基準への適合に係る申請を行わず廃止措置計画の認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規規制基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。 ・現状の防護措置及び基礎地盤について新たな知見がある場合には必要に応じて建物の点検検査等に反映する。 ・周辺監視区域には隣接する事業所、鉄道はない。また、外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さないため、本検査は不要である。	建物本体 主棟 廃棄物貯蔵庫 非常用発電機棟 【該当なし】
7	津波による損 傷の防止	<p>2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六條第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七條第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七條第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないものではない。</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八條に規定する基準津波をいう。第二十八條において同じ。）によりその安全性が損なわれないものではない。</p>	—	—	—	【該当なし】	【該当なし】
8	外部からの衝 撃による損傷 の防止	<p>第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性が損なわれないものではない。</p>	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	【該当なし】	【該当なし】
		<p>2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業所において、火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	—	—	—	【該当なし】	【該当なし】

加工施設（ウラン濃縮原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認・△知照要否、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
		原形プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
9	加工施設への不法な侵入等の防止	3	—	—	・航空機の飛行ルートではないため、本検査は不要である。 ・核物質防護規定において、施設の防護措置を空 守状況調査及び原子力規制庁による原子力規制 検査により確認していることから、本検査は不 要である。 ・核燃料物質等を含む容器及び管に接続されていないため、 本検査は不要である。	【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】
10	閉じ込めの機能	第九条 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。 第九条 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二條第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。 第十條 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されたものでなければならぬ。 一 液体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。 二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。 三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。 四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。 六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を責任状態に維持し得るものであること。 七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十二條第一号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	● 記録確認 — — — — ● 記録確認 ● 記録確認 ○ 保安記録確認	核燃料物質の貯蔵施設 【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・容器等について定期的に実施している外観検査・漏えい確認結果の記録を確認する。 ・新規に容器等を設置する場合は使用前事業者検査で確認する。 ・プルトニウム等を取り扱う施設ではないため、本検査は不要である。 ・プルトニウム等を取り扱う施設ではないため、本検査は不要である。 【高所排気機能確認検査、記録確認】 ・密封されていない核燃料物質等を取り扱う保守フードについて、定期的に行う開口部の面速測定結果の記録の確認を行なう。 【閉じ込め機能確認検査、責任維持機能確認検査、記録確認】 ・定期的（1年に1回）を行う送排風機のインタックク作動結果の記録の確認を行う。 ・定期的（1年に1回）を行う第1種管理区域の責任指示確認結果の記録の確認を行なう。 【外観検査、保安記録確認】 ・施設内の壁及び床面の塗装について、亀裂等の有無について日常的な巡回の結果から確認する。 ・液体状の核燃料物質等を取り扱う設備周辺部は、隣接する床面より低い堰及び配管トレンチが施工されている。また、IF5の保管容器はトレンチ内に設置し定期的に巡回を実施しており、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないことから本検査は不要である。 ・工場等の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないため、本検査は不要である。	【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】 【該当なし】 【第6条の検査と同時確認】 建物本体 主棟 廃棄物貯蔵庫 非常用発電機棟 【該当なし】 【該当なし】	

加工施設（ウラン濃縮原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

技術基準 条	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
			原形プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
11	火災等による損傷の防止	<p>第十一條 安全機能に劣る施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障を生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準第五條第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火災警報装置その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならぬ。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損傷又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>3 安全機能に劣る施設であって、火災又は爆発により損傷を受けおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>4 水を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならぬ。</p> <p>5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の燃焼を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるときにより可燃性ガスが燃焼することを防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが燃焼することを防止すること。</p> <p>二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。</p> <p>三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。</p>	○	●	●	【火災感知機能確認検査、記録確認】 ・消防法に基づく法定消防設備点検結果の記録確認を行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な範囲までの確認により行う。 ・安全上重要な施設がないため、本検査は不要である。	その他加工施設の附属施設 非常用設備
			△	△	△	【該当なし】	
			△	△	△	【該当なし】	
			△	△	△	【該当なし】	
			△	△	△	【該当なし】	
12	加工施設内における放水による損傷の防止	<p>第十二條 加工施設内における放水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p>	○	○	○	【該当なし】	【該当なし】
			○	○	○	【該当なし】	
			○	○	○	【該当なし】	
			○	○	○	【該当なし】	
			○	○	○	【該当なし】	
13	安全避難通路等	<p>第十三條 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていない限り認められない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p>	○	○	○	【該当なし】	【該当なし】
			○	○	○	【該当なし】	



加工施設（ウラン濃縮原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

条	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認、△知見考慮、一該当なし)				【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			汚染防止 原形プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	項目		
16	搬送設備	<p>第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に除去して いるものであること。</p>	●	—	—	<p>【性能維持機能確認検査、記録確認】 ・搬送する能力が労安法に基づき定期的（1年に1回）を行う点検結果の記録により性能確認を行なう。</p> <p>【停電時保持機能確認検査、吊上げ高さ制限機能確認検査、記録確認】 ・定期的に行う天井走行クレーン及びテラハの停電時保持機能及び吊上げ制限高さ確認結果の記録の確認を行なう。</p> <p>・閉鎖状態により過熱するおそれのある貯蔵施設がないため、本検査は不要である。</p>	核燃料物質の貯蔵施設 搬送設備	
17	核燃料物質の貯蔵施設	<p>第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の温度を安全に除去できる設備が設けられなければならない。</p>	—	—	—	【該当なし】	【第16条第1号の検査と同時確認】 核燃料物質の貯蔵施設 搬送設備	
18	警報設備等	<p>第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられなければならない。</p> <p>2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、監視、化学的若しくは機械的制限の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられなければならない。</p>	●	—	—	<p>【警報作動検査、記録確認】 ・定期的に行う排気用モニタ、エリア用モニタ及び空間γ線測定装置の計数効率（HFは検出範囲）確認並びに警報作動検査の記録確認を行なう。</p>	放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備	
19	放射線管理施設	<p>第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられなければならない。</p> <p>一 放射線管理施設の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>二 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p>	—	—	—	<p>【閉じ込め機能確認検査、管理廃水処理機能確認検査、記録確認】 ・定期的（1年に1回）に行う負圧警報装置作動確認結果の記録確認等を確認する。 ・定期的に行う液面検知装置の警報作動の記録確認により行なう。</p> <p>【保安規定に基づき、施設内の放射線管理の中で確認するための定期事業者検査は不要である。】</p>	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備	
20	廃棄施設	<p>二十条 放射線管理施設に属する外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の濃度</p> <p>第二十條 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるよう加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に等しく場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の放射性物質を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することができないものであること。</p>	●	—	—	<p>【濃度確認検査、記録確認】 ・排水中の濃度管理については、排水の濃度を測定している分析結果が保安規定で定める管理目標値を超えないことを記録により確認する。 ・保安規定に基づき、施設内の放射線管理の中で確認するための定期事業者検査は不要である。</p> <p>【第19条2号、第20条4号の検査と同時確認】 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>【該当なし】</p>	放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄設備	
			○	—	—	<p>【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・定期的に行っている気体廃棄物の廃棄設備（排気ダクト）の外観点検の記録確認を行なう。</p>	【第23条1号の検査と同時確認】 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備	

加工施設（ウラン濃縮原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

条	技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○該当なし)				【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ウラン濃縮 原形プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	その他		
21	核燃料物質等 による汚染の 防止	四 気体状の放射性核種を発生する設備にろ過装置を設ける場合においては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	● 記録確認	—	—	【放射性物質の除去機能確認検査、記録確認】 ・フィルタユニット（ろ過装置）の高性能エアファイラ交換時のDOP試験結果の記録により確認する。 ・廃棄物貯蔵庫は、第2種管理区域であり、放射性固体廃棄物を容器等に封入した状態で保管しており、床、壁等の表面汚染はないため、本検査は不要である。	放射性核種物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備	
22	遮蔽	五 液体状の放射性核種を発生する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性核種物を排出することがないものであること。	○ 同時確認	—	—	【系統確認検査、漏えい検査、記録確認】 ・定期的に行う液体状の放射性物質を貯留する構及び配管等の漏えい点検結果の記録により確認する。	【第19条第2号の検査と同時確認】 放射性核種物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄設備	
23	換気設備	第二十一条 加工施設のうち人が頻りに出入りする建物内部の壁、床その他の部分において、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすきものでなければならない。 第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に閉口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要な場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。 第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	—	【第6条の検査と同時確認】 建物本体 主棟 放射線貯蔵庫 非常用発電機棟 【該当なし】	放射線核種物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備	
24	非常用電源設備	第三十条 過装置を設ける場合においては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられなければならない。 2 加工施設の安全性を確保するために特に必要ないない設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられなければならない。	○ 同時確認	—	—	【閉じ込め機能（負圧維持機能）確認検査、記録確認】 ・定期的（1年に1回）に行う気体廃棄物施設の処理能力測定結果の記録を確認する。 【系統確認検査、記録確認】 ・ウラン濃縮原形プラント設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。許可申請書に記載されている系統図により確認する。 【性能検査、記録確認】 ・フィルタユニット（ろ過装置）の高性能エアファイラ交換時のDOP試験結果の記録により確認する。 【外部電源喪失時の電源供給機能確認検査、記録確認】 ・定期的（1年に1回）に行う無停電電源装置の動作確認結果の記録を確認する。	【第23条1号の検査と同時確認】 放射性核種物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備 【第20条4号の検査と同時確認】 放射性核種物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備 その他加工設備の附属施設 非常用設備 その他加工設備の附属施設 非常用設備	
25	通信連絡設備	第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対して必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡を確保する必要がある場合と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていないなければならない。	○ 同時確認	—	—	【センター内の連絡機能確認検査、記録確認】 ・定期的（1年に1回）に行う非常用通報設備の性能点検結果の記録を確認する。 ・新規格基準への適合に係る申請を行わずに済む措置の認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規格基準に適合するように使用前事業者検査で確認する。	【該当なし】	

加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、○同時確認・△初見考慮、一該当なし				【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
		分ノ濃縮 原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用 発電機棟	非常用 発電機棟		
<p><b>ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟は重大事故等対処施設に該当しないことから、定期事業者検査等は不要である。</b></p>							
26	重大事故等対処施設の地震	第二十六条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地震に設置されたものでなければならぬ。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可機型のもの（以下「可機型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可機型重大事故等対処設備と接続するために必要なブルト二ウムを取り扱う加工施設内の常設のケープルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に對する設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、専業許可基準規則第七條第二項の規定により算定する地震力に作用した場合においても当該重大事故等対処設備を十分に支持することができる地震	—	—	—	—	【該当なし】
27	地震による構備の防止	第二十七條 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならぬ。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、基準地震動による地震力に對して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く）又は重大事故（以下「重大事故等」と稱する。）に對処するために必要な機能が損なわれないものがあること。 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、専業許可基準規則第七條第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七條第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられなければならない。 第二十八條 重大事故等対処施設は、基準津波に對する重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられなければならない。 第二十九條 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならぬ。 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に對処するために必要な機能が著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。 3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられなければならない。 第三十條 重大事故等対処設備は、次に掲げるおそれがあるものではない。 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に對処するために必要な機能を有効に発揮すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合において、検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。 三 本来の使用以外の用途として使用するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。 四 フルト二ウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に對して悪影響を及ぼさないこと。 五 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が低くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。 六 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一條第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によつて設計基準事故に	—	—	—	—	【該当なし】
28	津波による構備の防止	第二十八條 重大事故等対処施設は、基準津波に對する重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられなければならない。	—	—	—	—	【該当なし】
29	火災等による構備の防止	第二十九條 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならぬ。 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に對処するために必要な機能が著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。 3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられなければならない。 第三十條 重大事故等対処設備は、次に掲げるおそれがあるものではない。 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に對処するために必要な機能を有効に発揮すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合において、検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。 三 本来の使用以外の用途として使用するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。 四 フルト二ウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に對して悪影響を及ぼさないこと。 五 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が低くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。 六 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一條第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によつて設計基準事故に	—	—	—	—	【該当なし】
30	重大事故等対処設備	第三十條 重大事故等対処設備は、次に掲げるおそれがあるものではない。 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に對処するために必要な機能を有効に発揮すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合において、検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。 三 本来の使用以外の用途として使用するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。 四 フルト二ウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に對して悪影響を及ぼさないこと。 五 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が低くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。 六 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一條第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によつて設計基準事故に	—	—	—	—	【該当なし】





加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

条	技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○同時確認・△知照考慮、一該当なし)				【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	対象設備
	項目	内容		分注濃縮 原型プラント	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	その他		
34	工場への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていないなければならない。	—	—	—	—	【該当なし】		
35	重大事故等への対応に必要な水の供給設備	第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対応に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対応に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていないなければならない。	—	—	—	—	【該当なし】		
36	電源設備	第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていないなければならない。	—	—	—	—	【該当なし】		
37	監視測定設備	第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び流量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができ、記録が設けられていないなければならない。	—	—	—	—	【該当なし】		
38	緊急時対策所	2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができ、記録が設けられていないなければならない。 第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていないなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができ、適切な措置を講ずること 二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない	—	—	—	—	【該当なし】		
39	通信連絡を行うために必要な設備	第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていないなければならない。	—	—	—	—	【該当なし】		